

各都道府県協会 会長・事務局長 各位
各部会 会長・事務局長 各位

第 R2 回日ク発第 271 号
2021年 1月 29日
（一社）日本クレ射撃協会
競 技 委 員 会
審 査 委 員 会
（※ 公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症に関わる第 76 回国民体育大会（三重県）
都道府県予選会及びブロック大会について（通知）

日頃はクレ射撃の普及・振興、競技力の向上にご尽力頂き、誠にありがとうございます。

別紙の通り、日本スポーツ協会国民体育大会委員会より三重国体における都道府県予選会及びブロック大会の対応について、通知文書が発行されました。

クレ射撃競技は三重国体よりスキート種目のブロック予選会がなくなりますが、添付「国民体育大会における都道府県代表選手の選考に関する指針」に基づき、適宜ご対応いただきますよう宜しくお願い申し上げます

以上

第 2 回 JSPO 国体発第 188 号
令和 3 年 1 月 25 日

都道府県体育・スポーツ協会 専務理事 様
第 76 回国民体育大会実施中央競技団体 専務理事 様
令和 3 年度国民体育大会ブロック大会開催県実行委員会 事務局長 様

公益財団法人日本スポーツ協会
国民体育大会委員会
委員長 大野 敬 三
(会 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関わる第 76 回国民体育大会 (三重県)
都道府県予選会及びブロック大会について (通知)

平素より国民体育大会に対し、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、第 76 回国民体育大会 (三重県) については、「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」及び中央競技団体作成の新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン並びに三重県作成の三重とわか国体競技会における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン (以下、「ガイドライン等」という。) に基づき、スポーツ庁及び三重県とも連携・協力のもと、感染拡大防止対策を徹底の上、開催に向け鋭意準備を取り進めております。

昨年の第 75 回国民体育大会 (鹿児島県) の開催延期の判断をした理由の一つとして、「4 月時点で都道府県予選会の約 6 割以上が延期や中止の検討をしており、各ブロック大会を中止とするなど、通常通りの予選会の開催が困難であること。」がございました。

今後、新型コロナウイルスの感染状況により、予定された日程での都道府県予選会及びブロック大会の開催が困難な場合に備え、当協会では別紙のとおり「新型コロナウイルスに係る第 76 回国民体育大会 (三重県) 予選会の対応」を取りまとめました。

つきましては、関係各位におかれましては、別紙対応のとおりご準備いただきますとともに、都道府県競技団体等関係団体・機関に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 同封資料：新型コロナウイルスに係る第 76 回国民体育大会 (三重県) 予選会の対応

2. 参考資料

- ・国民体育大会開催基準要項 (抜粋)
- ・国民体育大会における都道府県代表選手の選考に関する指針

【お問合せ先】国体推進部 国体課 TEL03-6910-5808

Email : kokutai@japan-sports.or.jp

※緊急事態宣言を受け、1 月 8 日からテレワーク勤務を併用しております。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解の程よろしく願いいたします。

令和3年1月15日
公益財団法人日本スポーツ協会

新型コロナウイルスに係る第76回国民体育大会（三重県） 予選会の対応

1. 基本方針

予選会（都道府県大会及びブロック大会）は、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」並びに中央競技団体作成の新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン（以下、「ガイドライン等」という。）に基づき、感染拡大防止対策を徹底の上開催する。

予選会の開催可否は、ガイドライン等に基づき、感染状況や社会情勢を十分考慮の上、各主催団体が判断する。

2. 予定された日程での予選会開催が困難な場合の対応

新型コロナウイルス感染拡大により予定された日程での予選会開催が困難な場合は、国民体育大会開催基準要項第18項第3号に基づき、代替日程で開催するものとし、代替日程での予選会開催が困難である場合は、代替手段により選手選考を行う。

代替手段により選手選考を行う場合は、「国民体育大会における都道府県代表選手の選考に関する指針」（令和2年7月17日令和2年度第1回国民体育大会委員会決定）に基づき、透明性を担保して公平公正に選考すること。

(1) 都道府県予選会

1) 中央競技団体のルールが適用される場合

都道府県競技団体が中央競技団体のルールに基づき選考する。

2) 中央競技団体のルールがない場合

都道府県競技団体が中央競技団体にも確認し、都道府県競技団体のルール又は決定に基づき選考する。

【中央競技団体のルールがない場合の選考例】

①公式記録により選考する。

②既存大会の結果により選考する。

③前年または前々年大会の結果により選考する。等

3) 都道府県競技団体は、選考方法を関係者（選手、監督等）に対し周知する。

- 4) 都道府県競技団体は、対象となる選手に対して、エントリー等申込手続を行わせるとともに、選考前に対象選手の参加資格、本人の国体参加の意思を確認すること。

(2) ブロック大会

- 1) 中央競技団体のルールがある場合

ブロック大会幹事県が中心となり、ブロックを構成する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体にて、中央競技団体のルールに基づき選考する。

- 2) 中央競技団体のルールがない場合

ブロック大会幹事県が中心となり、ブロックを構成する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体との協議により、ブロック代表枠の選考方法を決定する。

【選考例】

第74回大会のブロック大会の結果により選考する。等

- 3) ブロック大会幹事県は、選考前までに、選考方法（選考基準、時期）を都道府県体育・スポーツ協会と書面等にて確認する。
- 4) ブロック大会幹事県競技団体は、ブロック大会を実施しない場合の対応について、中央競技団体にも事前に確認を行う。
- 5) 都道府県体育・スポーツ協会は、選考方法を都道府県競技団体等の関係者（選手、監督等）に対し周知する。
- 6) 参加都道府県体育・スポーツ協会は、国体参加申込システムにおいて、各ブロックの大会実施要項で定めた参加申込締切日までに参加申込手続を行い、ブロック大会幹事県は申込内容の受理作業を行う。

(3) 代替手段による選手選考が困難な場合

困難である旨及びその理由を、速やかに日本スポーツ協会に届け出ること。

国民体育大会開催基準要項（抜粋）

1 8 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催するものとする。
 - 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
 - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
 - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育・スポーツ協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
- (2) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込む。大会の予選会としてブロック大会を開催する必要のある競技がある場合は、原則として本要項第 12 項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催するものとする。
 - 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
 - 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
 - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。
- (3) 災害その他の事由により、(1)又は(2)に定める大会の予選会が予定された日程で開催できない場合、代替日程で開催するものとし、大会開催時までに代替日程での予選会開催が困難である場合は、代替手段により大会出場者を選出するものとする。ただし、代替手段によって公平公正な選手選考が困難である場合は、その旨及びその理由について、日本スポーツ協会に対し、速やかに届け出るものとする。

参考資料 2

国民体育大会における都道府県代表選手の選考に関する指針

2020年7月17日

日本スポーツ協会 国民体育大会委員会

国民体育大会における都道府県代表選手の選考にあたっては、以下の内容に十分配慮するものとする。

1. 選考基準の明確化

代表選手の選考にあたっては、選考人数、選考期間、選考対象大会、選考の方法、予選会免除対象者の取扱、その他選考において考慮すべき事項について、具体的に定めた選考基準を設定すること。

また、選考基準については、代表選手選考団体の委員会等で決定され、具体性があり、客観的に公平性・公正性が認められる内容であること。

2. 選考基準の周知

選考基準については、選手・監督等の関係者に対し、通知あるいはHP等により、広く確認できる方法で、余裕を持って事前に周知（公開）すること。

3. 選考基準の変更

原則、選考期間中あるいは選考対象大会開始後に選考基準の変更を行わないこと。

なお、やむを得ず変更を行う場合は、すみやかに、選手、監督等の関係者へ周知し、十分に理解を得ること。

4. 選考結果の説明責任

選考結果については、選手・監督等の関係者に対し、通知あるいはHP等により、広く確認できる方法で周知（公開）すること。

また、選考結果に対する質問や疑義があった場合等の対応窓口を提示し、問合せ等があった場合は、すみやかに対応するとともに、当該者の理解が得られるよう、誠意をもって具体的かつ明確な説明に努めるなど、適切に対応すること。